

鳥取縣公報

昭和十五年十二月廿七日
第千九百九十五號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A⁵列

縣令

◆鳥取縣令第七十八號

昭和八年六月鳥取縣令第十九號穀物検査手數料規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

告示

◆鳥取縣告示第五十五號

鳥取財務出張所管内左記ノ者縣稅檢査員章返納並交付セリ

昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

區分 番號 年 月 日 所屬廳 職名

返納 三六 昭和十五年十二月十三日 八頭郡西鄉村役場 元書記 谷長保瑛

交付 三六 同 同 書記 谷長重雄

◆鳥取縣告示第五十六號

昭和十五年十月十一日鳥取縣告示第七百八十一號曲木洋家具販賣價格中左ノ通改正ス

昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣公報

每週日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十五年十二月廿七日 第千九百九十五號

(昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可)

一

00372

鳥取縣知事 八 田 三 郎

〔一〕本表ハ鳥取家具工業株式會社ニ於テ定メタル規格番號ヲ貼附セラレタルモノニ限り之ヲ適用ス
 〔二〕本表ハ鳥取家具工業株式會社及鳥取木工株式會社ニ於テ定メタル規格番號ヲ貼附セラレタルモノニ限り之ヲ適用スニ改ム

◇鳥取縣告示第五十七號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月二十七日

一 組合ノ名稱及地區 鳥取縣知事 八 田 三 郎

(一) 名 稱 鳥取縣機械製紙工業組合

(二) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格 地區内ニ於テ機械製紙業ヲ營ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(一) 額

種 別 品 種 規 格 單 位 製 造 業 者 販 賣 價 格

和 紙 機 械 漉 一貫二百匁付 一 締 三、四五

學童用因幡半紙 桑皮五分程度ノモノ 一尺一寸×八寸 二〇〇枚

一 本表價格ハ工場渡價格ニシテ荷造費ハ買主負擔トス

二 本表規格ト寸法及重量ノ異ナルモノノ價格ハ本表價格ヲ基準トシテ重量割合ニ依リ定ム

00373

ルモノトス

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年十二月二十七日

四 認可ニ附シタル條件

(一) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(二) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第五十八號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月二十七日

一 組合ノ名稱及地區 鳥取縣知事 八 田 三 郎

(一) 名 稱 鳥取縣金物商組合聯合會

(二) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格 地區内ニ於テ利器及物類ノ販賣ヲ營ム者

三 價格等統制令條二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(一) 額

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣公報 第千九百九十五號 昭和十五年十二月廿七日 (第三種郵便物認可) 五

薄及庖丁									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一級品	外品	三級品	同	同	二級品	同	同	同	一級品
九八七六	六五六六	五五七六	六六五五	七六六五	五七六六	五五七六	六六五五	七六六五	七六五五
寸寸寸寸	寸寸寸寸	寸寸寸寸	寸寸寸寸	寸寸寸寸	寸寸寸寸	寸寸寸寸	寸寸寸寸	寸寸寸寸	寸寸寸寸
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八七六九	七六九七	六六七三	一〇八〇	六六一〇	七〇九八	六四六一	九一四六	一四三三	二九五六
八一五四	三〇二八	七二一四	二一七七	八五九四	一四三三	二九五六			
二〇九一	八七一八	七〇六三	二〇四〇	九四二〇	〇二一〇	七五九三	一〇二一	〇七五九	三二一〇
六五八三	八二〇四	〇四五一	四一四八	二八三五	五五一〇	四九八九			

出及庖丁									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三級品	同	同	同	同	二級品	同	同	同	一級品
五	四	四	三	七	六	五	五	四	四
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八七六五	〇四二二	一九八三	六四〇八	四二一〇	八七六五	〇四二二	一九八三	六四〇八	四二一〇
〇六七四	七六三二	〇七〇六	九四七九	三九二一					
九	九	八	六	四	七	四	四	三	一
六	一	〇	五	八	二	六	六	三	三
一	〇	五	八	五	八	六	二	六	三
〇	六	一	〇	五	八	五	八	六	二

鳥取縣公報 第千九百九十五號 昭和十五年十二月廿七日 (第三種郵便物認可)

疊屋庖丁	壽司切庖丁	菓子切庖丁	ステンレス薄刃	茶切庖丁	舟行庖丁
級同 外一 品級	同同級同 外同同 品級品	同同級同 外同同 品級品	級一 外級 品品	級二 外級 品品	同同級同 外同同 品級品
一二一 番番番	八七七 寸寸寸	八七七 寸寸寸	五六 寸寸	同同五 寸寸	六五五 寸寸寸
同同同	同同同	同同同	同同同	同同同	同同同
二三三 八三九 一六二	三一九 二四五	八七五 四一九	九二二 九五二	六七七 七二三	七六五 三七六
三四四 三〇七 七三〇	二二二 七五三 八七四	二二二 二〇九 一五三	一一一 一四〇 四六	八八八 〇六八	八八六 八〇七

鳥取縣公報 第千九百九十五號 昭和十五年十二月廿七日

(第三種郵便物認可)

蜻引	正夫
同同 外一 品級	同同級同 外同同 品級品
六五五 寸寸寸	八七九 寸寸寸
同同同	同同同
六一八 二八四	七六一 八七二
九四〇 四二一	九八三 〇四四

鳥取縣公報 第千九百九十五號 昭和十五年十二月廿七日

(第三種郵便物認可)

繩切庖丁	紙裁庖丁	革裁庖丁	物裁庖丁相惣	物裁庖丁本惣
同同級同同級 外品級品	級三二一 外級級級 品品品	同同級同同級 外品級品	同同級同同級 外品級品	同同級同同級 外品級品
四三三四 寸寸寸寸 五二寸五二		寸寸寸寸寸寸	小中大小中大	三二一三二一 番番番番番番
同同同同同同	同同同同同同	同同同同同同	同同同同同同	同同同同同同
六五五七七六 二六〇八三七	一一二二三 五一八〇 九三一六	五五六六七七 〇三二九二三	七七七八七八 三六〇八〇一	二三四五五六 九二〇七九五
六六九八八 四七〇四八〇	一一二二三 九五三六 一六七七	六六七八八八 〇四四三六八	八九九九九九 八一六四六七	五六六八九九 五一八八一八

古流花鋏	池之坊花鋏	骨透牛刀	牛刀
三同二同 級級 品品	一級同同 外級 品品	同同同同 外級 品品	同同同同 外級 品品
五五五五 寸寸寸寸 寸五寸五寸	同六五五六五 寸寸寸寸 寸五寸五寸五寸	七尺九尺九尺 寸寸寸寸	尺八尺八尺 寸寸寸寸
同同同同	同同同同同同	同同同同同同	同同同同同同
八〇〇三二 四六一四九	四五四三六五 五〇五九七六〇	八〇九四一六〇六 五八二六一二二	〇三三七三一四九 二〇〇五四三二四
〇二二六五 一七一三五	五六五四八六六 四〇四七〇七〇	〇九九九八三三 二八四四八四〇	〇三三七三一四九 二〇〇五四三二四

鳥取縣公報 第千九百九十五號

昭和十五年十二月廿七日

(第三種郵便物認可)

一一

羅紗切鉄	金切鉄(切箸)
同同同三同同同二同同同	同同同級同同同二同同同
級品	級品
八八七七九八八七七尺九八八	尺九八七六尺九八七六尺九八七六
寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸
五寸五寸五寸五寸〇寸五寸	〇寸寸寸寸〇寸寸寸〇寸寸寸
同同同同同同同同同同同同	同同同同同同同同同同同同
同同同同同同同同同同同同	同同同同同同同同同同同同
六六五三〇三三一〇九二九九	二〇七五五三二二〇九二八五一九
二一九四二五〇八二二九九一	三四〇八六四九二一〇〇四九六七
三三三三三三三三三三三三三	二二二二二二二二二二二二二
九九九六六八七六四七九五四	四二八七六六五四二〇六二九三一
四三一一二二六二二〇五九九	八五四〇七一五六一八四一一九六

芝刈鉄	剪定鉄	木鉄	植木屋鉄	未生流花鉄
外同	級四三二一	級同同二同同	同級同二同	同級同
級品	級外級級級級	級外品	級外品	級外品
五五五	同同同同八	同六五五六五五	六六六六六六六	六五五六五
寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸
五寸五寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸
同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同
同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同	同同同同同
四三二	二七一三六	八九九八一	九九一〇一一	四九七七
〇五四	八七四九九	五七三八八二〇	五〇二六八二	〇〇九四
三三三	一一一	一一一	一一一	一一一
六八六	五一五八二	〇一一〇四三三	一〇三二四三	六〇一〇
八二九	四二七七三	二六二六二四二	四八四七二四	八八五九

鳥取縣公報 第千九百九十五號

昭和十五年十二月廿七日

(第三種郵便物認可)

一〇

註 一 本表各品種ハ堺産ノモノトス
 二 卸賣價格ハ賣主店先渡裸價格トス
 三 小賣價格ハ賣主店先渡トス

同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同

同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同

八八七七八七九
 寸寸寸寸寸寸
 五寸五寸五寸五寸

同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同
 同同同同同同同同

二
 一五四三二一
 四四二一五四三二一
 六〇三八一六四八八

二
 一五四三二一
 七六四四八七六五
 五八八二一五一四二

鳥取縣告示第千五十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣機械油販賣業組合

二 (ロ) 地區 鳥取縣一圓

構成員タル資格

三 地區内ニ於テ機械油類ノ販賣ヲ業ト爲ス者
 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ類ニ代ルベキ類及其ノ實施ノ日

(イ) 別記ノ通

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年十二月二十七日

四 (イ) 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

種別品種規格單位卸賣價格小賣價格

ダイナモ油 (モートル油)

輸入グアキユーム級	特級品	一	罐	二四	九二一	一〇五
國産特殊規格品	二級品	同	同	同	七〇五	八六一
日石ダイナモ	三級品	同	同	同	五七〇	六四一
日石ライイト	四級品	同	同	同	四四四	四四四
其他	他	同	同	同	四四四	四四四

コメ油 (高級ホワイト油)

丸新三A一號	一級品	同	罐	一	六八五	八一七
朝石コスメ	二級品	同	同	同	五六一	七〇一
丸新A	三級品	同	同	同	四四四	六一四
丸新B	四級品	同	同	同	三四四	四四四

シリンダー油	モビール油	タービン油	コンプレッサール油	デイゼ(エンジン油)	絶縁油 變壓開閉其他 ヲ含ム	冷凍機油 (アイスマシン油)
輸入グアキユーム級 日産特殊規格 日石SA 其日石夏赤	飛行機用 ガアゴキル 其他輸入品級及國産 特殊規格品 日石夏赤	輸入グアキユーム級 國産高級バリツル 其國産高級バリツル	輸入グアキユーム級 國産高級バリツル 其國産高級バリツル	輸入グアキユーム級 國産高級バリツル 其國産高級バリツル	輸入グアキユーム級 國産高級バリツル 其國産高級バリツル	輸入グアキユーム級 國産高級バリツル 其國産高級バリツル
特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
一四四四	一四四四	一四四四	一四四四	一四四四	一四四四	一四四四
二六六六	二六六六	二六六六	二六六六	二六六六	二六六六	二六六六
三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三
四四四四	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四
五五五五	五五五五	五五五五	五五五五	五五五五	五五五五	五五五五
六六六六	六六六六	六六六六	六六六六	六六六六	六六六六	六六六六
七六六六	七六六六	七六六六	七六六六	七六六六	七六六六	七六六六
八八八八	八八八八	八八八八	八八八八	八八八八	八八八八	八八八八
九九九九	九九九九	九九九九	九九九九	九九九九	九九九九	九九九九

マリンエンジン油	鑿岩機油	カツチング油	ガス油	グリース	コールドターoil (防腐枋油)
輸入グアキユーム級 國産特殊規格 其國産特殊規格	輸入グアキユーム級 國産特殊規格 其國産特殊規格	輸入グアキユーム級 國産特殊規格 其國産特殊規格	輸入グアキユーム級 國産特殊規格 其國産特殊規格	輸入グアキユーム級 國産特殊規格 其國産特殊規格	輸入グアキユーム級 國産特殊規格 其國産特殊規格
特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品	特級品 一級品 二級品 三級品 四級品
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
一四四四	一四四四	一四四四	一四四四	一四四四	一四四四
二六六六	二六六六	二六六六	二六六六	二六六六	二六六六
三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三	三三三三
四四四四	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四	四四四四
五五五五	五五五五	五五五五	五五五五	五五五五	五五五五
六六六六	六六六六	六六六六	六六六六	六六六六	六六六六
七六六六	七六六六	七六六六	七六六六	七六六六	七六六六
八八八八	八八八八	八八八八	八八八八	八八八八	八八八八
九九九九	九九九九	九九九九	九九九九	九九九九	九九九九

- 一 本表一罐ハ中味十八立建(グリースニ限り樽中味一封度建) 價格トス
 - 二 本表價格ハ賣主市町村内持届渡價格トス
 - 三 鳥取縣告示第千六十號
 - 四 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
- 昭和十五年十二月二十七日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

鳥取縣籠製造販賣業組合

(イ) 地名 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ竹ヲ原料トシタル籠ノ製造又ハ販賣ヲ業ト爲ス者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額 別記ノ通

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年十二月二十七日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合事務所及組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣產竹籠販賣價格

品名	銘柄	規	格	單位	製造業者卸賣業者小賣業者
金目	金目	縱六寸	高五分	個	五七〇〇〇
水目	水目	縱七寸	高五分	個	六五〇〇〇
同	同	縱八寸	高五分	個	七五〇〇〇
同	同	縱九寸	高五分	個	八五〇〇〇
同	同	縱一尺	高五分	個	九五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一一五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一二五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一三五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一四五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一五五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一六五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一七五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一八五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一九五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	二〇五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	二一五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	二二五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	二三五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	二四五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	二五五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	二六五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	二七五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	二八五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	二九五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	三〇五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	三一五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	三二五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	三三五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	三四五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	三五五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	三六五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	三七五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	三八五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	三九五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	四〇五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	四一五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	四二五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	四三五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	四四五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	四五五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	四六五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	四七五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	四八五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	四九五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	五〇五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	五一五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	五二五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	五三五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	五四五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	五五五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	五六五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	五七五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	五八五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	五九五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	六〇五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	六一五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	六二五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	六三五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	六四五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	六五五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	六六五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	六七五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	六八五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	六九五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	七〇五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	七一五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	七二五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	七三五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	七四五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	七五五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	七六五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	七七五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	七八五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	七九五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	八〇五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	八一五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	八二五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	八三五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	八四五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	八五五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	八六五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	八七五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	八八五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	八九五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	九〇五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	九一五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	九二五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	九三五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	九四五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	九五五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	九六五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	九七五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	九八五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	九九五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇〇五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇一五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇二五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇三五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一〇四五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一〇五五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺五寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺六寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺七寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺八寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺九寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同	同	縱一尺一寸	高五分	個	一〇九五〇〇〇
同	同	縱一尺二寸	高五分	個	一〇六五〇〇〇
同	同	縱一尺三寸	高五分	個	一〇七五〇〇〇
同	同	縱一尺四寸	高五分	個	一〇八五〇〇〇
同					

四 認可ニ附シタル條件
 (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第千六百三十三號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組員タル資格ヲ有スル者ニシテ組員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣額橡商組合
 (ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ營業所ヲ定メ額橡商ヲ營ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

(別記ノ通)

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年十二月二十七日

四 認可ニ附シタル條件

兵庫縣產額橡販賣價格

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組員ノ營業所ニ掲記スベシ

番號	名稱	品名	等級	橡 巾	橡 厚	內寸法	單位	最終販賣價格
13	同	手札立額	上品	三分以上七分迄	同	三五×二五分	同	八七
12	同	同	並同	同	同	四七×三〇	同	四七
11	同	ハガキ立額	並同	同	同	同	同	九四
10	同	同	並同	同	同	同	同	五一
9	同	間判立額	並同	同	同	同	同	一、一六
8	同	同	並同	同	同	同	同	一、六二
7	同	中判立額	並同	同	同	同	同	一、三四
6	同	同	並同	同	同	同	同	一、七四
5	同	大中立額	並同	同	同	同	同	一、四六
4	同	六八立額	並同	同	同	同	同	一、六〇
3	同	七巾百二〇	並同	同	同	同	同	二、〇九
2	同	同	並同	同	同	同	同	一、二一
1	同	七巾七〇	並同	同	同	同	同	二、八一

90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
面	二五巾	二〇巾	同	一五巾	同	一〇巾	同	七巾	壁掛額	楠公像	帆船	帆船	短冊掛	桐製	杉製
金	同	上品	並品	上品	並品	上品	並品	上品	光澤ヲ附シタルモノ	帆船	帆船	帆船	刻等ヲ施シタルモノ	竹製	杉製
三分以上	一寸三分以上	一八分	同	二三分	同	六分	同	三分							
七厘以上	同	八分	六分以上	七分	同	四分	同	四分	壁掛額、木板材ニ石膏並ニ胡粉等ヲ用ヒ浮彫トシ或ハ木地ヲ彫刻シテ浮彫トシニス等ニテ	一尺九	一尺九	一尺九	一尺九	二三〇×三〇	二三〇×三〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	長サ六尺	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	一本	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	一、二〇	一、二、三、八	二、七、四	二、六、〇	二、三、一	二、五、二	一、五、〇

96	95	94	93	92	91
裏止具	額釣	額受	紙マツト	同	寫眞立
同	同	同	同	同	硝子製ノ圓型
同	同	同	同	同	再製ヒル立
千箇	同	一方	一方	同	一枚
一、三〇	二〇	〇七	二六	一、一四	三、〇〇

備考 (-) 棹椽
 上品、椽材ヲ松、杉、檜其ノ他等ヲ使用シ下地塗ヲ七回以上、仕上塗四回以上施シ表面
 緻密ニシテ優美觀強ク長期使用ニ堪ヘ得ベク爲シタルモノ
 並品、雜木、松、杉、檜其ノ他等ヲ使用シ下地塗四回、仕上塗三回以上ヲ施シ上品ニ比
 シ粗面粗雜ナルモノヲ云フ

同	同	自一	該當番號
同	同	至三	名
同	同	九	稱
同	同	同	品
同	同	同	名
同	同	同	摘
同	同	同	要
同	同	同	最終販賣價格
同	同	同	五八
同	同	同	六二
同	同	同	七九

最終販賣價格

兵庫縣產	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三寶	折敷	きじ	わげしき	小祝	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
檜製	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
正	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九九	八	七	六	五	四	三	二	一	同	同	同	同	同	同	同	同
寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇七	〇七八	〇五八	〇二六	〇七九	七三七	七二二	五	二	〇	〇	〇	〇	一	一	二	二〇

鳥取縣告示第六十五號

一 本表價格ハ賣主店先渡稜價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年十二月二十七日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲記スベシ

昭和十五年十二月十二日東伯郡逢東村外二ヶ村組合村農地委員會ヲ廢止シ同區域ニ浦安村農地委員會ヲ設置シタリ

鳥取縣告示第六十六號

昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第六十七號

日野郡日光村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十一月二十五日付左ノ通指定セリ

昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第六十八號

校數	壹校	位	日野郡日光高等小學校ニ併設	就學區域	日光村一圓
名	鳥取縣米子市	稱	私立柏西女子青年學校	位置	鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第六十八號

鳥取縣米子市旗ヶ崎五七八

昭和十五年七月三十日

鳥取縣告示第六十八號

鳥取縣告示第六十八號

鳥取縣米子市旗ヶ崎五七八

昭和十五年七月三十日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

廢止年月日 昭和十五年七月三十日

名 稱 鳥取縣知事 八 田 三 郎
 位 置 設 置 者
 鳥取縣米子市 鳥取縣 日本製絲株式會社副社長
 私立日本第二女子青年學校 米子市旗ヶ崎五百七拾八番地 坂 口 二 郎

◆鳥取縣告示第六十九號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
 昭和十五年十二月二十七日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所 所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリタル 年 月 日	備考
一四	林 義徳	鳥取市若櫻町 米子銀行鳥取支店	一五、五、三〇	一五、一一、一五	

◆鳥取縣告示第七十號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
 昭和十五年十二月二十七日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所 所在地並名稱	無効トナリタル被保 險者證交付年月日	無効トナリタル 年 月 日	備考

氣やろ	一九	岩井八重子	氣高郡青谷町 山田製紙工場	一四、一二、一一	一五、一一、二七
東をり	四八	森蔭 京市	東伯郡吉町 小倉製材所	一四、一〇、二四	一五、一一、九
全	五〇	山口 石藏	全	一五、七、三	一五、一一、九
日をに	七二	野村 重松	日野郡黒坂町 大阪特殊製鋼黒坂工場	一四、一一、一五	一五、一〇、二〇
氣にに	三、九〇五	池田 せき	氣高郡湖山村 日本製絲株式會社湖山工場	一五、三、二九	一五、一一、一
鳥ひは	二〇七	難波 勳治	鳥取市東品治 日ノ丸商事株式會社	一五、八、一二	一五、一〇、一八
鳥ひ	六七五	中島 綾子	全	一五、八、一	一五、一〇、二七
鳥うち	四三三	岩本美智子	鳥取市丸山 上田製絲工場	一三、六、二七	一五、七、一〇
全	四六九	竹本とみ子	全	一四、一〇、一二	一五、七、一
米よ	二、九一〇	吉岡 勇	米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所	一四、五、一二	一五、一二、五
西ま	二三	宍道 三郎	西伯郡上道村 増谷合名會社	一四、七、八	一五、八、三一

◆鳥取縣告示第七十一號
 左記墓地ハ今回區劃ノ整理ノ爲改葬ヲ要スル處關係者不明ノ趣ニ付有縁者ハ昭和十六年三月十一日迄ニ管理業者宛申出ラルベシ若シ期日迄ニ申出ナキトキハ祭祀者ナキ墳墓ト看做シ管理業者ニ於テ適當措置セラルベシ

00412

昭和十五年十二月二十七日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 墓地所在地 北海道上川郡下川村三十九番線然別御料地内
 一 管理者 北海道上川郡下川村長 森岡 幸作

◇鳥取縣告示第七十二號
 昭和四年四月鳥取縣告示第一百五號鳥取縣農產物検査所全出張所、全派出所ノ位置、名稱及其ノ所管區域中鳥取縣農產物検査所伊勢崎派出所ノ名稱位置及其ノ所管區域ヲ左ノ通改ム
 昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎
 位置 東伯郡浦安村役場内 東伯郡浦安村
 所管區域

◇鳥取縣告示第七十三號
 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲メ左ノ區域ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ未ダ種付セザルモノ近ク種付セシトスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診ヲ左ノ通り施行ス依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ
 昭和十五年十二月二十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00413

檢診月日	檢診場所	牽付區域	牽付時刻
昭和十六年一月七日	西伯郡成實村役場	成 實 村	當日午前九時
同 八 日	西伯郡天津村役場	天 津 村	同
同 九 日	西伯郡大國村役場	大 國 村	同
同 十 日	西伯郡法勝寺牛馬市場	法 勝 寺 村	同
同 十 一 日	西伯郡賀野村役場	賀 野 村	同
同 十 三 日	西伯郡手間村役場	手 間 村	同
同 十 四 日	西伯郡幡郷村役場	幡 郷 村	同
同 十 五 日	西伯郡五千石村役場	五 千 石 村	同
同 十 六 日	西伯郡尚徳村役場	尚 徳 村	同
同 十 七 日	米子市米子牛馬市場	米子市(福生、福榮、加茂出張所管内ヲ除ク)	同
同 十 八 日	米子市福米出張所	米子市(福生、福米出張所管内)	同
同 二十 一 日	米子市加茂出張所	米子市(加茂出張所管内)	同
同 二十 二 日	西伯郡彦名村役場	彦 名 村、富益村、夜見村	同
同 二十 三 日	西伯郡崎津村役場	崎 津 村、和田村	同
同 二十 四 日	西伯郡渡村役場	渡 村、外江村	同
同 二十 五 日	西伯郡餘子村役場	餘 子 村、上道村、境町	同
同 三十 日	西伯郡大篠津村役場	大 篠 津 村、中濱村	同

彙 報

傳染病患者署別表

十二月十四日

患全 者治 亡在	赤痢		痘痢		類以症	腸チフス	バラチフ	猩紅熱	チフセラリ	流行性腦 脊髄膜炎	痘瘡
	患全 者治 亡在	現 者治 亡在	患全 者治 亡在	現 者治 亡在							
鳥取	8	3	2	3					61	49	8
岩井	2	2							3		4
河原	9	8	1						8	6	2
若櫻									5	4	1
智頭									5	2	2
實木	7	3							5	4	1
倉吉	15	9	3	3					21	14	4
八橋									6	3	2
米子	44	37	6	1					52	35	10
境	33	31	1	1					6	6	7
黒坂	1	1							4	1	2

正誤

前年	合計	溝口
141	123	4
115	98	4
19	16	
7	9	
216	115	8
65	46	6
130	68	2
1	1	
238	206	5
194	141	4
37	49	1
7	16	
170	285	4
138	209	3
21	48	1
11	28	
9	17	
6	15	
1	2	
2	2	
24	11	
23	8	
	1	
1	2	
207	185	8
161	131	6
36	34	1
10	20	1
29	6	
17	2	
12	4	
	2	
	2	

昭和十五年十一月鳥取縣公報第千八百八十一號中左ノ通正誤ス

頁

行

段

誤

正

二二二二二一一

五五四四二二八

三一三一七五

枋枋枋枋枋枋

枋枋枋枋枋枋

昭和十五年十二月鳥取縣公報第千八百八十九號鳥取縣令第七十一號中左ノ通正誤ス

頁 一 一 二 二 三 三 三 三 四

行 六 一三 一八 一九 一七 九 五 一八 一

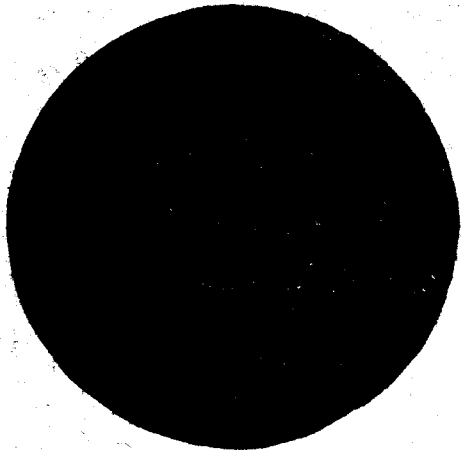
正

叭又ハ袋、大麥、小麥及裸麥
直經三〇糎(約一尺)重量二個ニテ
重量一、一三斤一、五斤
九箇所トシ一ツ越目通シ
重量二個ニテ五六〇瓦
葉ヲ以テ絢ヒ周三糎
蛙股ニ、其ノ他
幅八八糎
蛙股掛トシ其ノ他ノ
強靱ナル麻製ノ
縫絲ニ卷封ヲ施スベキ

誤

叭又ハ袋大麥、小麥及裸麥
直經三〇糎(約一尺)重量二箇ニテ
重量一、一三斤乃至一、五斤
九箇所トシ一ツ越目通シ
重量二個ニテ五六〇瓦
葉ヲ以テ絢ヒ周約三糎
蛙股ニ其ノ他
幅八八糎
蛙股掛トシ其他ノ
強靱ナル麻袋ノ
縫絲ニ卷封ヲ爲スベキ

事 變 特 報



彙

報

第 八 十 六 號

舉 國 一 致

盡 忠 報 國

堅 忍 持 久

目次

- 一 着任に當りて……………鳥取縣知事 八田三郎 四九頁
- 一 昭和十五年を送る……………五二頁
- 一 年末年始と國民生活……………(地方課) 五五頁
- 一 新體制と經濟生活……………(時局課) 六〇頁
- 一 施肥改善と目給肥料……………(農産課) 六三頁
- 一 令旨奉戴二十周年……………(社會教育課) 六五頁
- 一 記念年團動員大會……………(農産課) 六七頁
- 一 馬糧としての茶殺の價值……………(規畫課) 六八頁
- 一 農業増産報國挺身隊員に期待す……………(同) 七〇頁
- 一 米穀管理規則の質疑事項……………(同) 七〇頁

足らぬ資源も工夫であらる

着任に當りて

鳥取縣知事 八田三郎

私は、本月三日鳥取縣知事を拜命しまして六日に着任致したのでありますが、今回縣民の皆様は、此の本紙上を通じて御挨拶申上げたいと存じます。

私の前任地岡山縣と本縣とは背中合せのお隣同志でございまして、人情、風俗も似かよつた點があることを伺つて居りましたので、初めて拜命しました知事と云ふ大任が、淺學菲才の自分に果して勤まるかどうかと云ふ心配の中にも、幾分心易く轉勤して參ることの出來たのは大變幸せだつたと存じます。私は大變未熟の者でありますから、此の未曾有の難かしい時局に際して粉骨碎身奉公を勵みたく固く決心致して居る次第でありますから、縣民の皆様はに於かせられましても、どうか充分御協力を御願ひ致します。

去る十二日、鳥取市内の遷喬小學校に於きまして大政翼賛會鳥取縣支部が、いとも嚴肅に結成式を擧げました。本縣に於きまします大政翼賛運動は此處に力強い發足をした譯であります。當日先づ祭壇を設けて八百萬の神々をお祀りして其の發足を奉告したのでありますが、私が玉串を捧げて禮拜拍手をしました際、數百の參會者が之に合せて拍手せられたのでありますが、全く一糸亂れずよく揃ひまして實に力強く其の音は響きました。私は其の時背後に其の響きを聞いて、神前に於て何も云はれぬ嚴肅な氣持に打たれたのであります。そして此の拍手の音のやうに本縣に於きまします大政翼賛運動が力強く、そしてよく足並の揃ふやうにと深く祈願した次第であります。ことに大政翼賛運動の根本理念は「自我功利の思想を排し、一億一心、臣道實踐に邁進する」ことにある。

ると私は深く信じます。此の事は何も今日に初まつた新しい理念では決してないのであります。二千六百年來我々の祖先が根本信念として今日まで傳へて参りました我が日本の國民的大目標であります。何も特別の努力をしなければ實行出来ない云ふやうなものではなく、極めて當り前の道であつて、此の道をしつかり踏みしめて居れば常に我國民は一番氣持がよく、此の道から外れると氣持が悪いと云ふ道である私は信じます。ところが明治以來外國から個人主義とか自由主義とか云ふものが這入つて参りました、唯無闇に自分の利益をはかる。お國のためにならうがなるまいがそんな事は頓着なく、農民は少しでも儲けの多い作物を作る、商賣人は少しでも歩のよい品物を店頭並べると云つたやうな氣風が相當瀟灑してゐたと思ふのであります。お國のために忠義を盡すのは軍人や學者や役人に委せて置いて、自分達は唯お國の命令に従ふだけで充分だと云つた考へが相當擴がつてゐはしなかつたかと思ふのであります。之では四年越の戦争を續け、まだ一將來何處の國と戦はねばならぬかも知れないし、又大東亞共榮圈を立派に育て上げなければならぬと云ふ大切な時に、さう云ふ考へが國民の中に一人でもありましたならば、我國の前途は實に暗怛たるものだと思ふのであります。「自我功利の思想を排し、一億一心、臣道實踐に邁進する」と云ふ當然の道を我國民唯の一人も、亦僅の寸時も忘れてはならぬと思ふのであります。

どう落付くのかと國民齊しく待望致して居りました經濟新体制確立要綱が先般發表せられました。其の中に「國民經濟をして有機的の一体として國家總力を發揮し高度國防の國家目的を達成せしむるを要す」とあります。又「適正なる利潤を認め特に國家生産の増強に寄與したる者に對しては其の利潤の増加を認む」とあります。全く之でなくてはいけないのであります。投機事業やら場當りの仕事をした者が成功者として賞賛を受けると云ふことがあつてはなりません。

今我國には米、麥を初め食糧の増産が必要であります。政府から割當てられた以上の増産が我が

鳥取縣に於て出来るならば實に喜ばしいと思ふのであります。鳥取縣で紙が出来る。此の紙類は今我國に非常に必要な物資であります。此の増産が出来ますならば何と云ふ喜びでありませう。そして國家生産に寄與した者は、一般の企業よりも余分の利潤が認められると云ふ根本方針が定まつたのですから全く嬉しいことに存じます。

我が鳥取縣は從來日本と稱せられて居つたのであります。滿洲國の建國以來、又支那事變の進捗に伴ふ大陸の開發に依りまして、將來は是非共裏日本と云ふやうな汚名を捨て去りまして、こちらこそ大東亞共榮圈内の他の國々に直面してゐる表日本だと呼ぶやうにしたいと思ふのであります。

素盞鳥尊、大國主命の昔此の地方の政治文化は大いに擧げられたと云ふことであります。今五十萬鳥取縣民がはんと打つて一丸となり職城奉公に勵みますならば現在の産業を數倍に發展させ現在の文化を更に高く高めまことは決して困難ではないと存じます。

今鳥取縣の廿世紀製は日本一だと云はれて居ります。砂丘も日本一だと云はれて居ります。五十萬縣民が努力致しますならばもつとく日本一を澤山作ることには私は容易なことであると信じます。私は着任に當りまして念願致します。どうか長く本縣に置いて頂きまして、是非鳥取縣をして日本一の縣にしたい。物質方面に於てももつとく澤山日本一を作らなければなりませんし、殊に「職城奉公」「臣道實踐」に於ては是非々々日本一にしなければならぬと堅く念する次第であります。

私着任致しまして最も嬉しく思ひましたことは、縣民の代表者に依りまして出來て居ります鳥取縣會が極めて圓滑に又極めて眞剣に審議を進められまして、全く前例のない會期を五日も残し、而も總て原案通り可決されました。之こそほんとに新体制であると思ひます。私は最終日十四日の議場に於きまして、縣當局と縣會とは眞の一心同体となつて我が鳥取縣のため

にしつかり協力致したいと御挨拶した次第であります。五十萬縣民の皆様とも、此の縣會に於きま
すると同様にガツンと手を組みまして堂々と歩調を進めたいと存じます。どうか宜しく願ひます。

x x x x x

昭和十五年を送る

光輝ある紀元二千六百年の佳き年もいよ／＼終りを告げることとなりました。ここに些か歳末の
感懐を述べて新らしき二千六百一年を迎へる覺悟をいたしたいと思ひます。

そも／＼紀元二千六百年はわが榮譽ある世界無比の國體を表象するものでありまして、吾々はこ
の輝かしく久遠の歴史を創め給ふた 皇祖の尊嚴を崇めまつり、皇統連綿として 皇祖の神德
を發揚し給ふた御歴代の 天皇の聖德を畏み、爾後この二千六百年無窮の國體を護り來つた吾等
の祖先の忠誠を偲ぶと共に、來るべき皇國の將來に亘つて益々その榮光を顯揚し、永遠に向つてわ
が皇威を世界に宣布して八紘一字の大理想を顯現し奉らんことを神かけてお誓ひ申上げる次第であ
ります。

思ふにこの紀元二千六百年、昭和十五年といふ年は開國以來未曾有の大變たる支那事變第四年で
ありまして、皇國の興廢を賭したと言はれる日清日露の戦役に比へても既に二倍以上の年月を閲し
その所要戦費に至つては比較にならぬ程の巨額に上つてゐるのであります。しかし今次の戦はな

は々の前途の見透しるへつかぬ大變であります。

皇軍の勇敢な奮戦と國民の偉大な協力一致によりまして蔣政權はすでに一地方政權として没落し
汪精衛氏を首班とする國民政府は南京に成立して近く日支間に於ける條約の締結さへ見たのであり
ますが、今回の事變は御承知の如く決して單なる日支間の紛争に止まるものではないのであります
て、久しきに亘る西洋諸國の東亞に對する侵略の結果は今や東洋全諸國を滅亡に瀕せしむるに至り
延いてはわが輝かしく歴史を有する大日本帝國の國礎をも危うするに至りましたので、遂に我國は
毅然としてこの侵略に抗して東洋永遠の平和のために銚を執つて東亞新秩序の建設を企圖し、進ん
では西洋文明の宿弊たる個人主義利己主義の思想に對して八紘一字の大理想の下に大東亞共榮圈の
達成に邁進して東洋諸國の安寧を確保し、世界新秩序をも指導せんとする大偉業であります。従つ
て時局の終焉は頑迷なる西洋諸國の正義に對する覺醒を見るに至るまでは、決してこれを需めるこ
とは出來ないのであります。現に英米等の諸國は、昨年起つた歐洲大亂の中に於ても常に蔣政權
を助けることによつて、この我國の聖業を妨害することに汲々として居る次第であります。幸にし
て我國と理想を等しくする獨伊樞軸と提携することとなりましてこの大業の達成に進んで居るので
あります。刻下の世界情勢を考へるとき、この聖業の完遂の如何に曠古の大業であるかを思は
すには居られないのであります。

今や我國に於ては種々な都面に亘つて統制政策がとられ、近くは米穀に關する國家管理も行はれ
て國民生活の各方面に亘つて益々その自肅と緊張が要請せられてゐるのであります。その生活は
以前に較べて甚しく窮屈となつて居るのであります。上述の事實を考へるとき尙われ／＼はその
自覺と決意を大にしなければならぬ事を感ずるのであります。かの第一次歐洲大戰に當つてドイツが
軍事的には連戦連捷しながら、遂に國內情勢の頹廢によつて屈伏の憂き目を見なければならなかつ

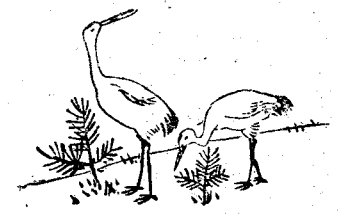
たことを思ふとき、わが全國民の格段なる奮起と強靱なる持久力を必要とすることを痛切に感ずるのであります。

今後また種々な統制も行はれませう。食糧の節約もその他の物資の節約もいよく強化されねばなりません。米國との國際關係に伴つて蠶業の体制も變更されて來るでありませう。各種の輸出品は消化が不良となり、且つ外國よりの輸入も益々圓滑を缺いて生活は一層窮屈となることも覺悟されねばなりません。しかしこれが眞に我國興廢の分岐點であり、延いては東洋諸國の永遠の平和を確保し、八紘を一字とする皇國の大理想實現のための大聖業であることを思ひ、これを成し遂げることによつて吾々の子孫將來の幸福をも確保し得るものであることを認識するとき、吾々は如何なる犠牲を拂つてもその完遂を期しなければならぬのであります。

明年は皇紀二千六百一年であります。即ち新らしき百年の第一歩であります。吾々はこの新らしき世紀の出發として、過去二千六百年にわたる吾等の祖先の忠誠によつてこの世界無比の榮ある國体を擁護し來つたことを思ひ上、皇祖皇宗の御威徳に應へ奉り、下、吾等の子孫に對する祖先としての責務を全うするために、如何なる艱苦にも堪えてこの大遺業の完成に邁進する覺悟を固め、これからなほ幾年續くかわからぬ此事變に對して、いよくその志を堅くして來るべき昭和十六年、事變第五年を迎へねばならぬと存する次第であります。

今や一億一心臣道實踐を目ざす大政翼贊會も組織せられ、本縣支部の結成も成り、近く郡市及び町村の支部組織もならんとして居ります。冀くは縣民一致上下協力、滅私奉公以てこの未曾有の難局を打開して、大業達成に邁進せられんことを切望する次第であります。

年 末 年 始
と 生 活
國 民 活



今年もいよく差しせまりました。光輝ある紀元二千六百年、聖戰第四年ももう終らうとして居ります。毎年繰り返す感慨ではありますが一年のたつのはほんどに早いものであります。

しかし、この年を送るにあたつては、何時もの年とは異つた、自己を本位としない國民的な深く強い感慨と反省とがなくてはならぬのであります。「國民の一員としてどれほど國策に副つた生活をしたらうか。どれほどお國のためになる働きをしたらうか。無駄はしなかつたか、浪

費はしなかつたか。今年の一年間をかへりみて悪かつた點は來年こそ斷然改めよう。」かうした反省をもつて吾々は新らしく迎へる一年間の逞ましい推進力とし、さらに新たな百年への雄々しい出發の原動力としなければならぬのであります。

ことしはわが國の歴史に燦として輝く二千六百年、萬民は赤誠をさゝげてこの佳き年を慶祝

し
「思フ神武天皇ノ創業ニ聘セ皇圖ノ宏遠ニシテ
皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精
華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ以テ國威ノ
昂揚ニ勗メ祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スベ
シ」

この大御心を奉體して時艱の克服に邁進することを誓ひまつたのであります。この誓ひを一億一心に凝結して、聖旨にこたへ奉るべく國民的の決意を日常生活の上に現はさうとする國民の行動が、すなはち大政翼贊會を中核とするいはゆる新体制運動であります。大政翼贊會の發

足こそは紀元二千六百年の慶祝の赤誠を力強く具体化したものでありまして、この年を一層意義深くしたものととして、よろこびにたへないところであります。

一億國民は臣道實踐をもつて大政を翼賛せんことを誓つたのでありますが、この誓はまづ手もと、足もとから實行してかゝらなければなりません。一碗の御飯を、一杯のお茶を——そうしたことから臣道實踐の真心がこめられなければならぬのであります。

さしあたり年末年始にあつて國民はどうするか、ここから實踐の第一歩を踏み出さねばなりません。

△

物資が不自由な折から、無駄をはぶき消費をつゝし、そして高度國防國家の建設にむかつて政府の所要資金調達のために貯蓄するといふことは年末年始には限りません。一年三百六十五日、一日として怠つてはならぬ國民的義務であります。然し一年を通じて年末年始の時期は

いつもよりも多くの貨幣が流れ、人の購買慾をそゝり、つい無駄づかひもしたくなる時期であります。だからこの際にしつかり財布の紐をしめて、生活をつゝしむことは物心兩方面から是非とも必要なことであります。

殊に考へなければならぬことは今、中小商工業者の失業問題が起つて居りまして、年末年始どころでない氣の毒な人も多いのであります。國策のためとはいへ永年の商賣や職場を離れなければならぬ運命にある人には、年末年始は格別悲痛な感慨を催させるであります。この點を考へても失業問題にかゝはりのない、或は影響の少ない職域にある人には、年末に與へられた賞與やその他の収入を、あだやおろそかに使つては申譯ないわけであります。

同胞の中には、一は第一線で身命を國家にさゝげてゐる將兵があり、一は失業のために困難してゐる者がある。この人々のことを知らず顔にして、賞與景氣に浮かれたり収入の増加に浪費をするやうな者があるといふやうな、跛行

の状態が世の中にあることは實に國家の不祥事でありまして。また富裕の人々が金のあるに任せて、時局をわきまへぬ贅澤をするやうな事は國家のため深憂にたへないことであります。「乏しきを變へず均しからざるを憂へる」大政翼賛運動の國民新生活目標は、時局下の不自由を一億國民に均^{おと}し、一人の暖衣飽食をゆるさず、一人の飢寒に泣く者を出さぬといふところにあることを自覺して、お互が時局を深く慮つてつゝましい生活をし、餘裕のある者は生活費を切下げて餘剰を貯蓄し、國策に順應し國家の社會施設をたすけるやうにしなければならぬのであります。これは正に國民的道義心の問題でありまして、苦しまざる人の深思熟慮を乞ひたいところであります。

△

門松や松飾りは質素にして、わが國の古い醇風美俗は尊重して新年を迎へませう。一も二もなく舊慣の打破を叫ぶことが決して新体制ではありません。

長くも明治天皇の御製に

わが國は神のすゑなり神祭る

昔の手ぶり忘るなよゆめ

と拜しますやうに、日本國民は神のすゑといふ尊い自覺に生き、古來より一家を神のやどります社と自らあがめ、年頭には玄關に注連繩を張り神籬に擬して門松を飾つたのであります。これはわが國に傳はる最も日本的な嚴肅な國民的儀式であります。新体制の運動は、あやまつた外來思想を清算して日本精神に還えし、古來の醇風美俗を生かして日本の生活への再出發をすることである以上、たゞ「物」の節約のみどらはれてこのうるはしき儀式をまで廢止するが如きは絶対に賛し難いところであります。

しかし、今まで門松の本來の意義を忘れ、いたづらに自家の富裕を誇示したり、店頭裝飾の代用と心得るやうな低劣な動機から、他の用材として使用できるやうな太いものを用ゐるといふ無意味な贅澤に陥つてはならないのであります。要は精神であります。質素なものでよい、

00428

用途のない小松で結構であります。新年は千門
萬戸のごとく日の丸の旗と門松をもつて迎
へたいものであります。新体制はむしろ各戸漏
れなく門松を飾つて、光輝あるわが歴史をし
みへ感じ、國がらの尊貴を感謝し大政翼贊の
心をますます固くしなければならぬのであり
ます。

△

「破れたものを繕つて着よう。必要なものも買
はずに済まそう。」といふ時代に、贈答品などは
以ての他であります。「一年の厚誼を謝する心」
はよい心であります、その心の現れとして
「物」を贈り、またそのお返しをする。これは
一切つゝしむべき事であり、多くをいふま
でもなく「一年の厚誼を謝する」まじめな心の
ある人は、國策に順應し、臣道實踐のできる人
であるべき筈であります。非常重大の際、一身
一家を中心とした贈答の如きそんな小義はさつ
ぱりと捨て、大政翼贊の大義にもとづき、好
ましからぬ習慣から脱してもらひたいものであ

△

ります。
廻禮も、年賀状も、贈答と同じく自己本位の
一身一家を中心とした儀禮にとらはれてゐたら
いろ／＼な理窟もつくでありませう。だが、い
ま高度國防國家の建設といふ大事業にむかつて
日本全土が一大兵器廠となり、國民全部がその
従業員となり、三倍五倍の働きをしなければならぬ時
であります。廻禮によつて無駄な時間を
つひやし、無駄な盃などを交はすことは全廢し
たいものであります。新年の挨拶は官衙、工場
學校、會社とか、或は部落會、町内會、隣組等
で集つて、みんないつしよに和やかに「おめで
たう」をいひ交はして、それで済まそうではあ
りませぬか。

年賀状もやめたいものです。紙は不足してゐ
る。人手も不足してゐるといふ時代に、年賀状
によつて莫大な紙をつひやし、輸送の機關を惱
ますことは實に非時局的であるといはねばなり
ませぬ。

00429

時艱を突破する國民の根本資格は、健全で明
朗闊達な精神と、十二分の勤勞にたへる健康な
肉体の持主であることはいふまでもありません
年末といへば忘年會、年始といへば新年會とこ
かく遊情に流れて夜ふかしをすることは肉体と
精神の健全さをこなひ、時と金と物とを浪費
して百害あつて一利のないことであるから、斷
然廢止しなければならぬのであります。

とは云ふものあれも時局柄これも時局柄と
遠慮ばかりしてゐては心も体も萎縮してしまふ
であります。かへつて明朗闊達さを失つてし
まふであります。これではならぬのであり
ますから、何事も「明日への働く力」を湧きあ
がらせる遊び方なら大いに獎勵したいものであ
ります。延びつばなしのゴムはすぐに切れてし
まひます。いつも切れずに延びるためにはやす
む時必要であります。だから農山漁村、工場
等で行はれてゐた心身を鍛鍊する明朗健全な團
体娛樂や行事は、年末年始の休暇を利用してど
し／＼やつて貰ひたいのであります。今まで

「時局柄遊びごとはならぬ」と中絶せられてゐ
たものも多かつたやうであります。大いに働
くため」「國民生活に生氣を興へるため」とい
ふ前提のもとに、これらは復活して元氣よくや
るべきであります。たとへば獨樂よ！ 凧上げよ
し、雪國ならもよりのスノーブにスキーを樂し
むもよいでせう。

最近各地で隣組の運動會が催され、各家庭の
親睦の實をあげてゐますが、和氣藹々のうちに
体位向上に役立つてゐるのは結構なことであ
ります。これは全國的に行つてもらひたいと思
ひます。

なほ、健全娛樂の獎勵については、關係當局
や業者などと連絡をとつて、それ／＼の部門に
おいて明朗健全な娛樂を立案製作し、一定期間
劇場や映畫館等で、できるだけ最低の料金で、
一人でも多くの人を樂しませるやうにしたいも
のであります。

△

年賀状を廢せといつても、遠く戦地にあつて

00430

奮闘して居る皇軍の將兵には、真心のこもった慰問文、慰問袋を送ることは益々盛んにしなければなりません。また年末年始には、殊にさびしさを感ずるであらう遺族たちに尙つては充分弔問し、又應召軍人の留守宅に對して慰問するこれは國民の義務であります。年末年始を機會に町内會や隣組が、かうした申合せをするなどはまことに意義あることであります。

△

以上のべたことはせひとも實行していただきたいものであります。これが實行出來れば自ら國民生活は、臣道實踐の軌道の上を快走するであります。高度國防國家の建設へ、それはやがて大東亞共榮圈確立の大目的にむかつて到着の日を早からしめるものであると信じます。



新體制と經濟生活

新體制と經濟生活は如何なる關聯に立つか。此はすべての國民にとつて最も重要な關心事であり、活し得ぬ事は當然であり、特に國民の大部分を占める農工商業者は、其最も密接な關係にある事云ふまでもありません。農工商業者は其各々の重要部門を通じて奉公を致す事が必要であり、少くとも新體制と稱せられる限り、そこに新しい原理によつて發足すべき事は當然であり、まして其意味に於て、在來の云はゞ舊體制になじんで來た人々にとつて、新しい事態に對する認識と覺悟が要求される事は當然であります。新體制とは何であるか、それは當の近衛聲明によつてその意味するところは知り得ます。そ

00431

の一方については政治的、法律的、經濟的歴史の哲學的に多くの研究すべきものもありませう。しかしその根本精神に於ては近衛首相の言葉である「それは大政翼贊の臣道實踐と云ふことである。上御一人に對し奉り、日夜それ／＼の立場に於て奉公の誠をいたすと云ふことにつきると存するのであります。」といふ中に明白に表現されてゐるのであります。日本人の生活原理は正に、此の、上御一人に對し奉公し奉ると云ふことの中に凝結してゐるのであります。

此の根本精神はもとより古來、日本人たるものは誰もが持つてゐることは疑ひないところであり、時として此の原理の自覺が不充分であつた場合もある事は否定しがたいのであります。平和に慣れ、太平の夢を追つてゐる時には往々にして精神が物に壓倒されるのであります。然るに今や支那事變も四年の長きに及びまして、國際情勢が愈々險惡となるに至つては精神はその本來の面目に立ち返ることを切實に要請せられまして、精神によつて物を統制し、

物を超越して之を統一しなければならぬ時に立ち至つてゐるのであります。

世界大動亂の渦中に於て、東亞新秩序の建設と云ふ未曾有の大事業に邁進しながら、その上に自ら世界的變化を指導し、自らの力によつて世界の新秩序をつくり上げる覺悟がなければならぬのであります。かゝる重大な歴史的使命が遂行されるためには眞に一億一心、全國民が日常の職場に於て大政翼贊の實をあげ、國民の總力が集結されて一體として高度國防國家が整備されねばならないのであります。眞に全國民を包括して公益優先の精神に歸一するでなければ、このやうな重大使命の達成は出來ないのであります。

云ふまでもなく此の新體制運動は單なる精神運動ではありません。それは國民各個の實踐を通じてはじめて結實さるべきものであります。而してその指導的根柢原理は「大政翼贊の臣道實踐」にあるのであります。しからばかゝる新體制に即應して、吾々は經

00432

濟生活に於て如何なる途を進まねばならないか、それは根本的に極めて明白であります。即ち農業者は農業の持場に於て、商業者はその商業の持場に於て、工業者は又各自の工業の持場に於て、各々最大の御奉公を致すこと、これより外にはないのであります。

勿論從來とて各自はその業務を通じて産業報國の誠をいたして来たことに違ひないのであります。しかしながら少くとも、利潤原理を最高の目標として来たことも間違ひないと云つてよいのであります。これは自由競争、私的所

有に立脚する經濟の必然の結果であります。新體制に於ては何よりも根本的に、生産力の發展といふことが目標とされなければなりません。すべては此處に發足するのであります。公益優先、利潤原理の修正といふこともみな以て生産力發展に寄與するものでなければなりません。もし然らずしてそれが經濟活動の沈滞、生産の減退を來たすものであつてはならぬのであります。

日本が東亞共榮圈を確立し、世界に雄飛するために更に更にその國力を充實しなければなりません。その爲には各個人こそ益々強く大きくならねばならぬのであります。如何なる場合にも國力は個人を媒介してはじめて發現されるものであることを忘れてはならぬのであります。

而して此處に特に大切なことは、國力を離れた個人といふものは無意味であることを、はつきり知らねばならぬといふことであります。國家を離れた個人というやうなものは單なる抽象でありまして、決して實在しないものであります。この點を明確にして、國力充實の爲にその持場を果すことによつてのみ、吾々ははじめてその存立の意義があり、國策に協力し歴史に參與し、永遠なる事業に参加することが出来るのであります。

この根本精神を自覺して誰もがみな國力の充實を期し、國策の何たるかを理解し、苦しみに堪へ、創造力を働かし、一生懸命に働き、各個

00433

人が益々立派な國民になることこそ、新體制下に於ける吾々の進路でなければなりません。國民の誰もが夫々の肩にこの祖國を背負つて立つといふ氣魄を持つて、正しく強く美しく前進することこそ、吾々全國民の新體制下に於ける經濟生活の道でなければならぬのであります。



施肥改善と自給肥料

我國内地の肥料消費量は前歐洲大戰の終了を轉機として年々増加し、金肥の消費額は大正元年乃至五年の平均では年額一億七百萬圓であつたが、昭和十一年から十三年の平均では年額三億七千六百萬圓の巨額を數ふるに至つた。この傾向は獨り我國のみの現象ではなく歐米諸國に

於ても亦同様であつて、肥料の消費は將來益々増加するものと考へられるのである。

肥料は作物の生育に必要な養分を補給する目的で使用するのであるから、耕種技術が集約的になり、單位面積當りの收量が多くなるに従つて施肥量も漸次増加するのは當然のことである。然しながら農産物收量の増加割合は施肥量の増加割合に伴ふものでなく、施肥量が増加するに従つて増加した分の肥料に對する農産物の增收割合は漸次に遞減するものである。此の關係は近年に於ける我國内地の肥料消費量と、その肥料が農産物に吸収せられる割合との間にもよく現れてゐる。即ち昭和年代の初期では金肥の成分の増加分が作物に利用せられる割合はまだ相當に高かつたのであるが、最近になると増加した分の肥料成分が作物に利用せられる割合は可成り低くなつて來たことが見られるのである。

施肥料が多くなるに従ひ肥効割合がだんだん減ずるのは報酬漸減の法則の支配する所で一應

當然のことであるが、肥料は農業生産費中の主要なる部分を占めるものであり、しかも將來農産物の増収に伴つて益々増施しなければならぬのであるから、施肥の改善に依つて肥料の能率を増進せしめることは農業經營上極めて大切なことである。

然らば施肥改善の要點は如何なることにあるかと云ふに、元來施肥設計は同じ場所に於ても作物の種類は勿論、品種に依つても當然異なるべきものであり、況や地方毎に氣候風土が異なるために、甲地に於ける合理的施肥設計が必ずしも乙地にも適合するとは限らないのであるから、地方的環境條件を充分に考慮して學理の應用に誤りなきを期せねばならない。

斯くの如く施肥改善の問題は地方毎に事情を異にし複雑なものであるが、施肥の慣行を調査して之を作物の生育状況と比較考究し、漸進的に施肥法の改善を圖ればその効果は實に偉大なものとなるのである。之がために我國全國の農事試験場では、多年に亘り肥料に關する各種の

研究を行ふと共に、現地に於て詳細なる施肥標準調査を實施し、既に有益なる成績を得てゐるのであつて、この方面に就いては今後更に一層精密なる調査研究を行ふ必要があることは云ふまでもないことであるが、その外に施肥改善に關する原則的の主要事項として地方増進に關する問題がある。

既に述べた如く肥料は施肥料が多くなるとその報酬率は漸減するのであるから、若し地力が減耗し耕地の肥料成分の天然供給量が減少すれば、現在の收量を維持するのみに著しく多量の肥料を施す必要を生ずるに至るのである。況や増収を期待する場合には更に一層多量の肥料が必要となるのである。特にこれは窒素肥料に關係する所が大きいが、金肥は速効性であるがために一時に多量に施用すれば作物に對し危険を伴ふのみならず肥料の損失量も著しく増大する。

それであるから一定面積の耕地から多量の生産を擧げんとするには、先ず地力を培養して植

物養分の天然供給量を潤澤となし、然る後に不足分の養分を肥料によつて補給することが安全なる手段となる。斯様な意味に於いて厩肥、堆肥、綠肥等の如き地方に良い影響を及ぼす肥料の増産を圖らなければならぬのである。

實に自給肥料と金肥とは車の兩輪の如く、兩者の作用が相俟つて始めて農産物の安全なる増収を期待し得るのであつて、施肥の改善を行はうとするには先づ金肥と自給肥料の併用が絶對に必要であることを確實に認識する必要があるのである。

令旨奉戴

二十周年

記念青年團

動員大會



令旨奉戴二十周年記念鳥取縣青年團動員大會は、去る十四日午前九時より倉吉町打吹公園に

於て開催二千名の激溲たる若人が早天から募集したが、此の日青年團功勞者、特別施設優良青年團の表彰、宣誓、武道錬技、三朝温泉療養所に傷痍軍人慰問、閱團分列行進等を行つて盛會裡に閉會した。

尙ほ宣誓及び個人表彰者、並に優良表彰團體は次の如くである。

宣誓

我が帝國が大東亞共榮圈を建設し、世界平和を確保せんには、高度國防國家の確立を焦眉の急となす。これがためには波瀾怒濤の世界新情勢を徹見し、鬱勃たる愛國の熱情に培ひ、契を盟邦諸國と結び、一億一心、臣道實踐の實を擧げざるべからず。而して此の新體制實踐の中核は我等青年を措いて斷じて他に求むべからず、茲に於てか我等の使命愈々重きを加ふるを痛感す。今こそ皇國臣民の眞面目を發揮すべき天與の好機到れり。我等青年は、皇國の聖代に生を享けたるの幸福に感激し、修文鍊武、質實剛健の氣風を振勵し以て

左の興亞青年生活道を確立し、進んで大政翼賛運動の推進力たらんとす。

肇國茲に二千六百年、令旨奉戴二十周年を迎へ錦繡麗はしき打吹山下倉吉町の地に、鳥取縣青年團動員大會を開催し、因伯男兒衝天の意氣を天下に示す。何たる感激ぞや。

茲に非常の世局に處する青年團の歴史的使命を確認し、令旨奉戴し綱領に則り、自奮淬勵、國威の昂揚に努め、以て聖慮に副ひ奉らんことを期す。

右宣誓す。

△個人表彰者

鳥取市	山下美男
米子市	松田哲
岩美郡	寺谷萬壽治
八頭郡	細川治郎
氣高郡	高田周吉
東伯郡	名和田永明
西伯郡	安田廣
日野郡	芝田義穂

△優良表彰青年團

- 銃後奉公施設優良團 鳥取市日進青年團
- 文化訓練施設優良團 八頭郡佐治村青年團
- 同 米子市住吉青年團
- 同 日野郡多里村青年團
- 産業報國施設優良團 岩美郡本庄村青年團
- 同 東伯郡古布庄村青年團
- 同 西伯郡渡村青年團
- 同 體位増強施設優良團 氣高郡瑞穂村青年團

忠魂にらむぞ

經濟違反

馬糧としての

茶殻の價値



茶及茶殻の分拆成績表

區分	百分		中		粗		摘要
	水分	粗蛋白質	粗脂肪	粗灰分	粗纖維	可溶性無窒素	
煎茶	五、四	二、四	八、二	五、九	一〇、六	四、五	普通用ニル茶
古茶殻	一、一	六、二	四、三	三、九	二、一	四、八	テ抽出スルモ
	(一、一)	(二、四、八)	(四、九)	(四、四)	(二、七)	(五、二)	ノトス

茶殻は馬糧の代用として、非常に有効な價値のあるといふ事が研究の結果明らかになつたので、縣では時局柄食糧の節約、資源の愛護廢物の利用、馬車思想の普及、勤勞精神の涵養等に資する目的で、廣く民間から乾燥した茶殻の蒐集献納方を各市町村長宛に通牒して各位の協力を求めることになつてゐる。

今研究によつて明かとなつた茶殻の成分及び飼料としての價値について記すと

であつて、蛋白質及びカフェインの資源として其利用價値は極めて多いのである。即ち白鼠に

よつて飼料試験を實施したところによると、茶殻單味の短期間(一ヶ月)の成績は、平均體重

試用前一〇三・六瓦に對して一ヶ月後には一四五・八瓦となつて平均四二・二瓦を増量して居るのである。

この成績によつて考へると、茶殻は良質の蛋白質を豊富に有してゐて、相當期間穀物及び干草の代用飼料として利用して有効であつて、馬に對しては穀類の二分の一まで代用して成績良好である。又茶殻は相當のカフェインを含有し強心筋興奮緩下等の作用があるため、疲勞した馬や病馬の榮養劑に併せ用ひて有利であつて、馬に對して茶殻二盃迄を用ひても不良感作を認めず、又蓄積作用も全くないものと觀察せられてゐる。

又茶殻は馬匹の嗜好に甚だ適してゐるので、これを穀類及び干草の代用品として使用することは價值高く非常に有効なものである。

もの言はぬ戦士として皇軍のために奮闘してゐる軍馬のために、各家庭で廢棄されてゐる茶殻を保存し、充分乾燥して、婦人團體等の力によつて多量に蒐集せられ、最寄部隊に献納せら

れるやう切に希望する次第である。



農業増産報國 挺身隊員に期待す

農林省及び農業報國聯盟の主催にかゝる農業増産報國挺身隊第一期隊員七千二百二十一名は一ヶ月間の訓練を終へて十二月十五日茨城縣内原なる青少年義勇軍訓練所で講習終了式を行ひ十六日から二十日までの間にいづれも上京して明治神宮・靖國神社に各々捧呈文を献納の上めでたく歸郷したのであつて、本縣隊員は去る二十一日午後二時二十五分鳥取驛着特別列車で歸還し、直ちに解散式を行つてそれ／＼郷里に歸つた。

今回の第一期挺身隊訓練は本縣挺進中隊を始め一遣一府二十一縣より選拔せられたものであ

つて、第二期の七千五百名と共に合計約一萬五千名の大訓練であり、二十一歳以上三十五歳までの農村中堅青壯年中から心身共に健全にして一村を動かす得る信望と、熱誠なる農業報國の信念に燃ゆるものを厳選せられ、本縣では一町村より凡そ二名を選出し、三百二名が送られたのであつたが、今回歸郷の上は農村中堅青壯年として新しい知識の下に凡ゆる困難を克服し、農業増産報國を目指して邁進するものであつて本縣としてのこれ等諸君に期待する處は實に多大である。

この訓練の目的は既に記すやうに農山漁村に於ける中堅人物の養成にあるが、殊に現下の情勢が食糧増産を始め農村の擔當すべき使命重要な折から、隊員をしてよく時局の重大性を認識せしめ協心戮力、萬難を排して國家の大方針に向つて邁進する、眞に農業報國精神の昂揚に大切な氣魄と覺悟に對する指導と訓練をなされたものであつて、石黒農林大臣、松岡外務大臣、星野企劃院總裁の訓話を始め、陸海軍兩軍務局

長、内閣情報部長の講話、農林省よりは次官各局長の所管事項説明があり、又近衛總理大臣は臨席講話の豫定であつたが、政務多端にしてその機を得なかつた爲十二月十四日特にラヂオ放送によつて隊員始め全國農民に對して訓話し、臣道實踐の要諦を述べられたのであつた。

訓練内容としては朝夕禮拜、體操、教練、武道、作業、行軍、講話、座談會、研究會、映畫等が實施せられ、訓練中兵庫縣中隊の松村君の如きは石黒農相の「不可能を可能とすることが日本農民の眞骨頭である」との訓話に感激し、中途、病を得て訓練所病院に收容されつゝ「講習中は陛下に捧げた身體である」と實父及び妻女の面會をも斥けて、遂に「新體制」を絶叫しつゝ散華したと云ふ悲壯なエピソードさへ作りつゝ猛訓練を續けたのであつて、かゝる訓練の結果は隊員歸郷後の地方に及ぼす影響蓋しおもひ半ばに過ぎるものがある。

内原に於ける閉所式に於ても本縣中隊は他に擡んで、眞劍であるとの講評を受けた程の好成

續であつて、郷里に歸還後は日本農民としての自覺の下に、起つて農業報國の赤誠を致さんとの決心を固めて國難の打開、臣道の實踐に邁進する覺悟を確立し、過去に於ける個人主義的思想をかなぐり棄て、國家の要求する農民の使命を果し、郷土の先覺としての郷黨を導いて増産の實行に移り、各町村出身地の指導は勿論、隊員相互連絡をとつて研究を重ねて行くものである。今後各町村民各位の協力に依つて、不可能視される増産をも是非達成し、非常時日本の兵站線の確保に全力を盡されんことを切に期待する次第である。

米穀管理規則の

質疑事項



一問 管理米割當の計算上生じた端米を如何に取扱ふか。

答 端米と雖も原則として之を管理米と爲すべきものであるが、割當に際しては成るべく端数を切上げて端米を生じない様取計ひ、又は共同作業班に於て各出荷者の端米を取纏め正俵とする様取計ふこと。

二問 管理米として出荷すべき米穀は古米にて可いか。

答 管理米の算定には十五年産米の收穫豫想高から自家用保有米(小作人の場合は更に小作米)を控除して行ふのであるが、管理米として出荷すべき米穀は必しも新米に限らず、古米でも宜しい。

三問 管理米として出荷すべき米穀は玄米に限るか。

答 玄米を原則とするけれども、郷倉米に充てるべきもの等其の他止むを得ない事情あるものは粃でもよい。しかしこの際は豫め其の數量に付いて本省と打合の上粃に依る出荷をも認むることになつてゐる尤も粃保管の場合の金利、保管料の補助

に付ては玄米換算に依ることになつてゐる。

四問 實習地を有する學校又は農事試験場等の生産した米穀に付いて、管理米として出荷の義務があるか。

答 學校又は農事試験場等に對しては管理米の割當を爲すを要しないが、其他生産したる米穀中當該主體の所要數量を控除したる殘數量は之を管理米として出荷せしめる。

五問 縣外居住者であつて當該府縣に於て米作を爲す者(人作者)に付き自家用保有米を認めるか。

答 保有米は之を認めるけれども縣令に於て米穀の縣外移出の統制に關する規定ある場合は之が適用を受けることになつてゐる。

六問 會社等の法人が米作を經營する場合之が保有米を認めるか。

答 法人の生産する米穀中種粃としての保有

七問 地主が縣外に居住し其の家族が當該縣内に居住する場合に家族に對し保有米を認め得るか。

答 然り。地主が縣外に居住し其の家族が當該縣内に居住する場合に家族に對し保有米を認め得るか。

八問 同縣内に於て名義上の地主が家族と別居し、家族が耕地の所在する市町村に居住する場合保有米は何れの者に對して認めらるか。

答 本問の場合に於ては耕地所在の市町村に居住する家族に保有米を認め地主には之を認めないことを可とするが、名義上の地主に於て希望ある場合は名義人に對し保有米を認めるも差支へない。但し此の場合に於ては耕地所在地の家族に付保有米は之を認めない。

00442

九問 管理米の割當算定には新米の喰込高は如何に取扱ふか。

答 管理米の割當計算は十五年産米收穫豫想高(既に收穫済のものを含む)より自家用保有米を控除したる殘額とし、新米喰込高には關係ない。

一〇問 生産者又は地主の家族構成人員は何時現在を以て決めるか。

答 農會の行ふ出荷數量の割當當時現在とする。

尙家族の年齢の算定は數へ年に依らず滿に依るものとする。

一〇問 又家族に準ずる同居人の範圍中農業使用人には季節雇、日雇は之を含まないこと家族構成人員の異動の調査は誰が取扱ふか。

答 管理米の割當を行ふ農會に於て取扱ふを當然とするが、農會と充分連絡し米穀管理事務取扱員をして取扱はしむるは差支へない。

三問 管理米證印押捺は如何なる場合に於て爲すか。

答 共同作業班に於て管理米を爲すべき米穀の俵装を了し、穀物検査を受けるとき同時に其の場所で押捺を受けることとする。

三問 管理米證印は出荷者が管理米を販賣したときも之を抹消しないか。

答 管理米の證印は當該米穀が出荷者の手にある間は正常の事由がなければ抹消出来ないのは勿論であるが、既に管理米を農會の斡旋に依り販賣し又は販賣の委託を受けた販賣組合又は同聯合會が販賣した場合は、管理米としての特別制限を受けないから之を存置するの必要はないので抹消しても差支へない。

二問 管理米數量の割當を爲す以前に昭和十五年産米の販賣委託を爲した米穀に付いても管理米證印を押捺すべきか、又金利保管料を支拂ふべきものであるか。

答 管理米の割當を行ふ農會に於て取扱ふを當然とするが、農會と充分連絡し米穀管理事務取扱員をして取扱はしむるは差支へない。

00443

答 管理米證印の押捺の必要はない金利保管料の補助に付ては臨時米穀管理施設助成要綱の定める所に依り十月以降の金利保管料を交付し得る。

二五問 米穀管理規則第三條の販賣しやうとする米穀は量の如何に拘らず證印の押捺を受くべきであるか。其の場合の包装は如何販賣米は量の如何に拘らず證印の押捺を受くべきものである。其の包装は俵装と限らず適宜なものでよい。

二六問 米穀管理規則第三條の規定は販賣の委託の場合を含むか。

答 然り。

二七問 管理米保管中の蟲、鼠害に因る減失等の危険負擔者如何。

答 管理米が農業倉庫又は營業倉庫に寄託せられた場合は約款に従ひ當該倉庫業者に於て負擔し、自ら保管する場合は自己に於て負擔すること。

二八問 生産者又は地主の生産米は小作米として

三問 管理米證印は如何なる場合に於て爲すか。

答 共同作業班に於て管理米を爲すべき米穀の俵装を了し、穀物検査を受けるとき同時に其の場所で押捺を受けることとする。

三問 管理米證印は出荷者が管理米を販賣したときも之を抹消しないか。

答 管理米の證印は當該米穀が出荷者の手にある間は正常の事由がなければ抹消出来ないのは勿論であるが、既に管理米を農會の斡旋に依り販賣し又は販賣の委託を受けた販賣組合又は同聯合會が販賣した場合は、管理米としての特別制限を受けないから之を存置するの必要はないので抹消しても差支へない。

二問 管理米數量の割當を爲す以前に昭和十五年産米の販賣委託を爲した米穀に付いても管理米證印を押捺すべきか、又金利保管料を支拂ふべきものであるか。

答 管理米の割當を行ふ農會に於て取扱ふを當然とするが、農會と充分連絡し米穀管理事務取扱員をして取扱はしむるは差支へない。

答 收受した米穀が自家用保有米に充たない場合は保有米の數量に達するまで別に配給を受け得るか。

二九問 自家用保有米は生産者又は地主の保有し得る最高限を認められたものであるから、生産者又は地主に對する配給は消費者に對する配給として之を取扱ふ。

三〇問 糯米のみを生産する農家が全量を管理米とする場合、當該農家の消費米は保有米の數量に相當する米穀の配給を受け得るか。

答 十八に同じ。

三〇問 生産者又は地主が自家用保有米を交換する外販賣以外の處分を爲し得るか。

答 米穀管理規則上は差支へないが苟くも臨時米穀配給統制規則第三條又は第四條の規定に依る制限又は禁止を免るる行爲と認められるものは、同規則第八條の適用を受けるものである。

三〇問 生産者又は地主は、自家用保有米中より他縣に居住せる親戚關係者に米穀を送る

答 二十同様送ることは販賣に非る限り差支へないけれども縣令等に依る移出の制限又は禁止の規定ある場合は之に依つて制限又は禁止されるものである。

十二月二十五日發行「週報」掲載内容左記ノ通

週報第二二〇號内容目次

- 一 臨時中央協力會議の經過
- 一 大政翼贊會實踐要綱とその説明
協力會議に於ける有馬事務總長談
- 一 經濟新體制について
經濟新體制要綱説明 企 畫 院
- 一 總動員態勢の進展
六勅令案要綱解説
- 一 燃料の話(木炭) 農 林 省
- 一 中國國民黨三中全会 外 務 省

昭和十五年十二月廿七日印刷
昭和十五年十二月廿七日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所 印